



県章

山形県公報

令和6年5月24日（金）

第505号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課）…597
- 住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（市町村課）…598
- 山形県財務規則の一部を改正する規則……………（会計局）…599

訓令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………（人事課）…同
- 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令……………（市町村課）…600

告示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（農業技術環境課）…601
- 県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）…602

人事委員会関係

規則

- 山形県人事委員会規則14－4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則……………同

公告

- 令和6年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施……………（みどり自然課）…603
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（河北病院）…604

正誤

規則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第54号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第199条の表山形県情報公開・個人情報保護審査会の項担任する事務の欄中「及び知事」を「並びに知事」に、「第30条の6第1項」を「第30条の6第1項及び第30条の41第1項」に、「本人確認情報」を「本人確認情報及び附票本人確認情報」に改める。

附則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第55号

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法の施行に関する規則（平成14年8月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第1項中「に規定する」を「（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する」に、「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書」に改める。

第3条第1項中「の規定」を「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、「の交付」を「又は附票本人確認情報確認書（別記様式第2号の2）の交付」に改め、同条第2項及び第3項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第4条中「の規定」を「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定」に、「本人確認情報開示期限延長通知書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）開示期限延長通知書」に改める。

第5条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に、同条第1項中「の規定」を「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定」に、「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書」に改め、同条第3項中「本人確認情報訂正等調査結果通知書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等調査結果通知書」に改める。

別記様式第1号中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書」に、「の規定」を「（第30条の44の13において読み替えて準用する同法第30条の32第1項）の規定」に、「の開示」を「（附票本人確認情報）の開示」に改める。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2

附 票 本 人 確 認 情 報 確 認 書

あなたの附票本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住 民 票 コ ー ド		生 年 月 日		性 別	
氏 名					
住 所					
異 動 年 月 日					

住 民 票 コ ー ド		生 年 月 日		性 別	
氏 名					
住 所					
異 動 年 月 日					

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
異動年月日					

年 月 日

山形県

県知事 氏 名

別記様式第3号中「本人確認情報開示期限延長通知書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）開示期限延長通知書」に、「の開示」を「（附票本人確認情報）の開示」に、「の規定」を「（第30条の44の13において準用する同法第30条の33第2項）の規定」に改める。

別記様式第4号中「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書」に、「の規定」を「（第30条の44の13において準用する同法第30条の35）の規定」に、「の訂正」を「（附票本人確認情報）の訂正」に改める。

別記様式第5号中「本人確認情報訂正等調査結果通知書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等調査結果通知書」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報（附票本人確認情報）の」に、「の規定」を「（第30条の44の13において準用する同法第30条の35）の規定」に改める。

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第56号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項出納員に委任する事項の欄第2号中「並びに本人確認情報開示事務」を削り、同欄第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 本人確認情報又は附票本人確認情報の開示事務に伴う費用として収納する収入金の出納及び保管を行うこと（みらい企画創造部市町村課に置く出納員に限る。）。

別表第1第4項出納員に委任する事項の欄第1号へ及び第2号中「本人確認情報開示事務」を「本人確認情報又は附票本人確認情報の開示事務」に改める。

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。

訓 令

山形県訓令第12号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2 みらい企画創造部の項市町村課の項住民基本台帳法に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「第30条の43第4項」を「第30条の38第4項」に改め、同課の項住民基本台帳法に関すること。の項課長専決事項の欄第1項中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項（第30条の44の13において準用する場合を含む。）」に、「の開示」を「又は附票本人確認情報の開示」に改め、同欄第2項中「第30条の40」を「第30条の35（第30条の44の13において準用する場合を含む。）」に、「の訂正等」を「又は附票本人確認情報の訂正等」に改める。

別表第3 総務企画部の項総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課の項住民基本台帳法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項（第30条の44の13において準用する場合を含む。）」に、「の開示」を「又は附票本人確認情報の開示」に改め、同欄第2項中「第30条の40」を「第30条の35（第30条の44の13において準用する場合を含む。）」に、「の訂正等」を「又は附票本人確認情報の訂正等」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年5月27日から施行する。

山形県訓令第13号

庁 中
出 先 機 関

山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「以下同じ」を「」又は附票本人確認情報（法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう。）（以下「本人確認情報等」という）に改める。

第4条第2項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に、「き損」を「毀損」に改める。

第6条第1項中「法第30条の11第1項の規定に基づき提供を受けた同項に規定する」を削り、「又は」を「（法第30条の11第1項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）」に、「（以下」を「、機構保存附票本人確認情報（法第30条の44の4第1項に規定する機構保存附票本人確認情報をいう。）又は都道府県知事保存附票本人確認情報（法第30条の44の6第1項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報をいう。第9条において同じ。）（以下」に改め、同条第2項中「暗証符合」を「暗証符号」に改める。

第7条中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第8条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「の規定に」を「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「読み替える」を「、同条第3項中「第1項の規定により承認を受けた事務」とあるのは「本人確認情報等の開示の事務」と読み替える」に改める。

第9条の見出し中「の提供」を「及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供」に改め、同条中「について」を「又は法第30条の44の6第2項の規定に基づき都道府県知事保存附票本人確認情報を提供する場合について」に、「」と、「職員（」を「又は法第30条の44の6第2項の規定に基づき提供する都道府県知事保存附票本人確認情報」と、「職員」に、「職員（住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）第3条に規定する）」を「知事以外の県の」に改め、「に限る。」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年5月27日から施行する。

告 示

山形県告示第396号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

新庄市農業協同組合
代表理事理事長 柿崎 広昭
新庄市沖の町5番55号

- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
斎藤 孝幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和6年4月26日
森 壮志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
正野 信一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 達也 もみ、玄米、大豆、そば			
高橋 秀典 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
早坂 洋一 玄米、大豆、そば	同 左		
金田 健志 玄米、大豆、そば	同 左		
矢作 正紀 玄米、大豆、そば			
	浅沼 純一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
	星川 優 玄米、大豆、そば		

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社歌丸の里
代表取締役 高石 孝悦
長井市歌丸3766番地

- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
加藤 栄助 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和6年4月30日
嶋貫 幸一 玄米	同 左		
鈴木 和幸 玄米	同 左		

飯澤 尚史 玄米		
-------------	--	--

山形県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年5月24日から同年6月7日まで縦覧に供する。

令和6年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|-------------------------------------|
| 1 | 路 線 名 | 真室川鮭川線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 最上郡真室川町大字川ノ内字関沢764番7から
同 745番7まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和6年5月30日 |

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14－4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則14－4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則14－4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第1山形市市長部局の項中「文化スポーツ推進監」を「住宅政策推進監」に改め、同表山形市教育委員会事務局の項中「教育部長」を「教育部長、参事」に改め、同表鶴岡市市長部局の項中

「子ども家庭支援センター」を「こども家庭センター」に改め、同表新庄市市長部局の項中「秘書職員室長、財政運営室長」を「課長補佐（総務課に置くもので人事又は秘書に関する事務を担当するもの及び財政課に置くもので財政に関する事務を担当するものに限る。）」に改め、同表長井市教育委員会事務局の項中「参事」を「次長」に改め、同表南陽市教育委員会事務局の項中「課長」を「課長、主幹」に改め、

同表河北町の項中「教育委員会事務局 課長」を「教育委員会事務局 課長
監査委員事務局 事務局長」に改

め、同表西川町町長部局の項中「課長」を「課長、室長」に改め、同表西川町町長部局病院の項中「事務長」を「事務長、室長」に改め、同表舟形町町長部局の項中「、主幹」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和6年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 適性試験及び講習の期日及び場所

期 日	場 所	受験者の居住地
令和6年7月17日（水）	置賜総合支庁西置賜地域振興局	主に西置賜地域の市町
同 年7月24日（水）	最上総合支庁	主に新庄市又は最上町
同 年7月25日（木）	最上総合支庁	主に金山町、舟形町、真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村
	おぐに開発総合センター	主に小国町
同 年7月30日（火）	置賜総合支庁（本庁舎）	主に東南置賜地域の市町
同 年7月31日（水）	置賜総合支庁（本庁舎）	主に東南置賜地域の市町
同 年8月16日（金）	庄内総合支庁	主に庄内地域の市町
同 年8月19日（月）	庄内総合支庁	主に庄内地域の市町
同 年8月22日（木）	村山総合支庁西村山地域振興局	主に西村山地域の市町
同 年8月23日（金）	庄内総合支庁	主に庄内地域の市町
同 年8月26日（月）	庄内総合支庁	主に庄内地域の市町
同 年8月28日（水）	村山総合支庁北村山地域振興局	主に北村山地域の市町
同 年9月4日（水）	村山総合支庁（本庁舎）	主に東南村山地域の市町
同 年9月13日（金）	村山総合支庁（本庁舎）	主に村山地域の市町

2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が令和6年9月14日の狩猟免許を所持する者

3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

- ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）
- (2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚
- 4 その他
- 詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年5月24日

山形県立河北病院長 佐藤 敏彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 480,000リットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立河北病院事務部総務課施設用度係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地
- 3 落札者を決定した日 令和6年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり 92.07円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和6年2月16日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 6. 3. 22	第488号	334	11	9 職員が東日本大震災に対処するため特殊勤務手当条例附則第3項各号に掲げる作業に従事したときは、公共土木施設等災害応急作業手当を支給する。	（東日本大震災に係る特殊勤務手当の特例） 9 職員が東日本大震災に対処するため特殊勤務手当条例附則第3項各号に掲げる作業に従事したときは、公共土木施設等災害応急作業手当を支給する。